

畑地転換誓約書

今般、野洲川土地改良区地区除外申請をするにあたり、下記のことを誓約いたします。

記

- 1 貴土地改良区区域内の畑地転換に伴う土地改良法第42条第2項の規定による決済については、野洲川土地改良区地区除外処理規程第6条の算定基準に基づき算定する決済金【1㎡当り265円】を必ず納付します。
- 2 畑地転換後、貴土地改良区管理施設に影響ある場合は、事前に貴土地改良区管理施設等改修付替並びに使用、補償規程に基づき別途申請し所定の手続きをします。
- 3 農作物に被害を与える悪水は絶対に流しません。万一悪水により農作物に被害を与えた時は損害補償をします。
- 4 畑地転換後、貴土地改良区の用水は取水しません。履行しない場合は、申請の受理を取消し、申請時にさかのぼり賦課金を徴収されることについて一切異議を申し立てません。

令和 年 月 日

転用組合員 住 所

氏 名

⑩

野洲川土地改良区理事長殿

物件の表示

所 在 地 :

他 筆

地 積 :

m²